

2018年6月26日(火)
女性に対する暴力に関する専門調査会



北欧におけるセクハラ対策 —スウェーデン、ノルウェー、フィンランド— (スウェーデンを中心に)

琉球大学法科大学院／琉球大学ハラスメント相談支援センター
矢野恵美

はじめに

ハラスメントとのかかわり

琉球大学において

- ハラスメント相談室員(2009年～2015年)→組織変更
- ハラスメント防止対策委員会委員(2009年～)
(前事案対応専門委員会委員)
- ハラスメント規定見直し委員会委員長
- ハラスメント相談支援センター副センター長
(2015年～2017年)
- ハラスメント相談支援センターセンター長(2017年～)

北欧のハラスメントに関する基本的な考え

北欧のハラスメントに関する基本的な考え①

- ・ハラスメントは差別に基づくものである

→差別(禁止)法が中心となっている

例:

職場における男性から女性へのセクハラ

=女性蔑視がベースとなっている

=女性も対等な同僚であると考えていれば起こらない

北欧のハラスメントに関する基本的な考え②

- ・ハラスメントは差別に基づくものである

→セクハラのみではなく、様々な差別がまとめて
規定されている→「複合的差別」への注目

例:性別、性自認、表現する性、民族的起源、宗教、又はその他の信念、障がい、性的指向又は年齢に基づく差別

=SOGIハラも明記(Sexual Orientation and Gender Identity) + Gender Expression

参考 日本におけるSOGIハラ

①人事院2016年12月1日発出人事院規則10-10(セクシュアルハラスメントの防止等)の運用についての一部改正

「この条の第1号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動も含まれる。」

②2017年1月1日一部改正「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」2(1)「職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者(以下「被害者」という。)の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。」

北欧のハラスメントに関する基本的な考え③

- ・ハラスメントは差別に基づくものである
- ハラスメントの起こる場所を職場には限定していない
- ・職場
- ・教育
- ・軍隊

北欧のハラスメントに関する基本的な考え③

- ・ハラスメントの定義に、効果まで含まない
スウェーデン差別(禁止)法第1章第4条
- ・第4号 ハラスメント: 人の尊厳を害したり、性別、性自認、表現する性、民族的起源、宗教、又はその他の信念、障がい、性的指向又は年齢に基づく差別に関する行為
- ・第5号 セクハラ: 人の尊厳を傷つけるような、性的性格をもつ行為

参考 日本のセクハラ

- ・職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの(「対価型セクシュアルハラスメント」)
- ・当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(「環境型セクシュアルハラスメント」)

セクハラの種類

【日本】

- ・対価型セクハラ
- ・環境型セクハラ

【スウェーデン、ノルウェー、フィンランド】

- ・身体的セクハラ
- ・言語によるセクハラ
- ・言語によらないセクハラ

セクハラ対応の特徴

オンブズマンの存在

【スウェーデン】

差別オンブズマン

【ノルウェー】

平等・差別オンブズ

【フィンランド】

平等オンブズマン (Tasa-arvovaltuutettu)

スウェーデン

1 憲法

※「基本法」と呼ばれる、[統治法典](#)、[王位継承法](#)、[出版の自由に関する基本法](#)、[表現の自由に関する基本法](#)の4法から成る

・[統治法典\(1974年152号\)第1章「政体の基本原則」第2条第4項](#)

「国民は民間人に影響を与える性別、皮膚の色、国籍や民族、言語や宗教、身体障がい、性的指向、年齢やその他の事情に基づく差別に対抗しなければならない。」

・[第2章「基本的自由及び権利」第15条](#)

「法律その他の命令は、人種、皮膚の色、又は民族的起源による少数者であることを理由として国民を差別する内容を含むことはできない。」

・[第2章第16条](#)「法律その他の法令における性に基づく市民の差別は、当該条項が男女の間の平等をもたらすための努力の一部を構成し、又は強制的な兵役又はそれに相当する強制的な国の役務に関する場合を除いては、定めることはできない。」

2 差別(禁止)法

【推移】

- ・ 1986年 人種差別禁止法(1986年法律第442号)→人種差別オンブズマン
→差別の多様化
- ・ 平等法(1991年法律第433号)
- ・ 職場における民族的起源・宗教・その他の思想に基づく差別に対する対策に関する法律(1999年法律第130号)
- ・ 職場における障害に基づく差別禁止法(1999年法律第132号)
- ・ 職場における性的指向に基づく差別禁止法(1999年法律第133号)
- ・ 大学における学生の平等な取り扱いに関する法律(2001年法律第1286号)
- ・ 差別禁止法(2003年法律第307号)
- ・ 児童及び生徒の差別とその他の侵害的な取り扱い禁止法(2006年法律第67号)

2 差別(禁止)法



- ・ 差別(禁止)法(2008年法律第567号)に統合
オンブズマンも差別(禁止)オンブズマンに統合
※「複合差別」への注目

ハラスメントの定義

第1章第4条

- ・第4号 **ハラスメント**: 人の尊厳を害したり、性別、性自認、表現する性、民族的起源、宗教、又はその他の信念、障がい、性的指向又は年齢に基づく差別に関する行為
- ・第5号 **セクハラ**: 人の尊厳を傷つけるような、性的性格をもつ行為

責務

参考 男女雇用機会均等法 事業所の責務(第11条第1項)

職場: 雇用主(第2章第3条)

教育: 教育機関(第2章第7条)

軍隊: 機関と組織(第2章第16条)

ハラスメント及びセクハラに対して調査をし、処理をし、将来の防止のための策を講じる義務を負う(軍隊においてのみ年齢に関する差別は適用されない)

違反への対応

- ・差別オンブズマン法(2008年法律第568号)
- ・差別オンブズマンは、被害者からの訴えを調査し、必要があれば裁判所に事件を提起することができる(第6章第1条)。

3 刑法(1962年法律第700号):差別関係

- ・第5章第3条 侮辱罪
- ・第16章第8条 公的秩序に対する罪
- ・第16章第9条 「企業の経営者がその業務の中で、その他の人に適用するのとは条件を変えるという方法で、彼又は彼女の人種、皮膚の色、国籍又は民族的起源、信仰告白に基づく差別をする場合、『違法な差別』として1年以下の罰金又は拘禁刑に処する。」

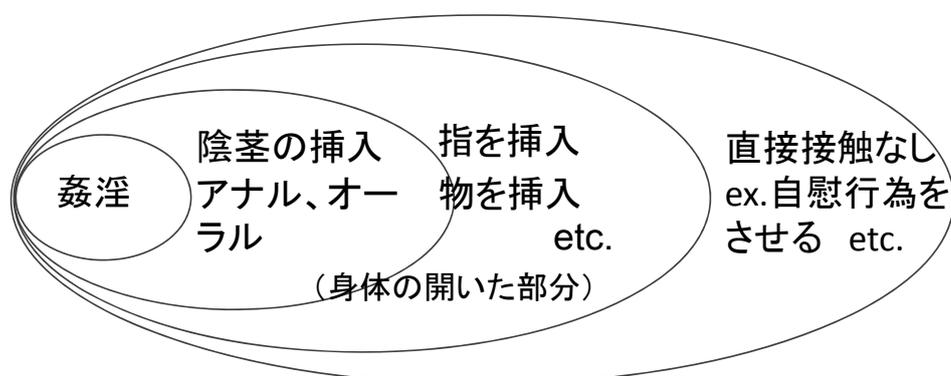
※ 「性的指向」も加わった。

3 刑法第6章第1条第1項 レイプ罪

暴行、その他の暴力、若しくは犯罪行為の脅迫によって、人に性交を強要し、又は侵害の種類及びその他の事情を考慮すると性交と同等と認められるその他の性的行為を実行、若しくは許容させた者は「レイプ」の罪として、2年以上6年以下の拘禁に処せられる。

21

レイプ罪の範囲にあたる行為の例



ある程度の時間の継続が必要

第6章第1条第2項

他者の意識喪失、睡眠、深刻な恐怖、酩酊若しくはその他の薬物の影響、病気、身体的傷害、精神障害又はその他の状況に鑑み、特別に脆弱な状況にあることを、不当に利用し、性交若しくは第1項に規定されている性交と同等にみなされる性的行為を行った者についても第1項が適用される。

第6章第2条第1項

第1条第1項に規定されたのとは異なる状況で、不法な強制を手段として人に性的行為を実行若しくは許容させた者は、「性的強要」の罪として2年以下の拘禁に処せられる。

2018年7月1日からの大改正 第6章第1条

- ・性交等の性行為は自発的でなければならない。
 - ・両当事者は、性的関係に同意し、同意しなければならず、そうでなければレイプ等の犯罪となる。
 - ・同意は口頭で与えられるか、実際の瞬間の行動によって示される。
 - ・レイプとみなされるための暴行や脅迫の必要性はなくなった。
 - ・過失レイプ罪の創設。被害者が同意していなかったと主張し、加害者のレイプの故意が証明できない場合に使用される。同意があったと誤信したことに過失があったと検察官が証明する。
- 現実には証明は難しい。しかし、スウェーデンと言う国の考えを示すための象徴的立法。

第6章第3条

人が行為者に依存的な状況にあることを重大に濫用して、その者に性的行為を実行若しくは許容させた者は「依存的な状況にある者の性的利用」の罪として、2年以下の拘禁に処せられる。

→当初は職場のセクハラにも使用できるとされていたが、現在ではより関係が緊密なものに限定されている。

例：施設職員と被収容者、教師と生徒、スポーツのコーチと選手

第6章第10条第2項

人に不快感を与えるような方法で自己(の性器)を露出したり, 又はその他言動によって, 人の性的完全性を侵害するような方法で人を嫌がらせる者にも適用する。

「性的いやがらせ」の罪として2年以下の罰金又は拘禁刑に処せられる。

ノルウェー

ノルウェー

- (1) 平等・差別(禁止)法(2018年)による対応
- (2) 労働環境法による対応
- (3) 幅広い刑法の性犯罪規定による対応
- (4) 平等・差別オンブッドによる対応

フィンランド

フィンランド

(1) 平等法による対応(差別)

セクハラとジェンダーハラスメントの分類

(2) 刑法における性的暴行罪等による対応

(3) 平等オンブズマンによる対応

セクハラ of 定義

性的性質をもつ、口頭での、非言語的な、または身体的な望ましくない行為。

脅迫的、敵対的、悪質、屈辱的、または攻撃的な雰囲気をつくることによって、意図的または、現実的に人の心理的または身体的完全性が害される。

＝セクハラとは上記のような行為を言い、これは平等法における「差別」にあたる。

(平等オンブズマンHPより)

併せてジェンダーに基づくハラスメントも

性的な性質ではないが、ジェンダー、性自認、性表現(仕草や言葉遣い、服装等)に関するもので、口頭での、非言語的な、または身体的な望ましくない行為。

脅迫的、敵対的、悪質、屈辱的、または攻撃的な雰囲気をつくることによって、意図的または、現実的に人の心理的または身体的完全性が害される。

セクハラの実行方法例

- ・性的に示唆的なジェスチャーまたは表現
 - ・猥褻な話、身体部分、衣服、私的生活を指すいたずらやコメント、質問
 - ・ポルノグラフィー、性的に示唆的な手紙、電子メール、テキストメッセージまたは電話
 - ・身体的接触
 - ・性交または他の種類の性的な行為の示唆または要求
 - ・レイプ、レイプ未遂
- (平等オンブズマンHPより)

ジェンダーハラスメントの実行方法例

- ・他人のジェンダーに関する悪意ある会話
- ・自分のジェンダーではないジェンダーへの侮辱
- ・被害者のジェンダーに基づく職場や学校でのいじめ

刑法

- ・第20章第5条 性的暴行罪: 身体的セクハラに適用される

他人の性的自己決定権を侵害するために、他人を暗示的な性的行為にさらす者は、この章（性犯罪）の他の罪で罰されない場合に限り、6か月以下の拘禁刑に処される。

セクハラにあったら

- ・平等オンブズマンの指示とガイダンス(無料)
- ・労働組合の助力(無料の法的助言を含む)
- ・法律扶助協会の支援

おわりに

おわりに

- 1 総合的な差別禁止法等、ハラスメント全体を規定する法律の必要性
 - ・ハラスメントは職場だけで起こるわけではない
 - ・ハラスメントはセクハラだけではない

おわりに

- 2 点ではなく線で行為を見るという考え方の導入
 - ・児童虐待、DVと同じ
 - ・日常生活の中で恒常的に行われる
 - ・加害者と被害者は対等ではない

参考:スウェーデン刑法第4章第4条 DV罪

参考 スウェーデン刑法第4章第4条a

第1項（註：いわゆる家庭内暴力及び同性カップル）

親密な関係にある、またはあった者に対して、第3章、第4章又は第6章の犯罪行為（註：暴行、傷害、強要、脅迫、住居侵入、性犯罪等）をする者は、それが繰り返し個人の完全性の侵害をなし、人の自尊心を重大に侵害する場合には、安全に対する重大な侵害犯として、6月以上6年以下の拘禁刑に処する。

第2項（註：女性の安全に対する重大な侵害犯＝いわゆるDV罪）

第1項の行為が、婚姻している、または婚姻していた、婚姻関係同様に同居している、または婚姻関係同様に同居していた、男性が女性に対してなした時には、女性の安全に対する重大な侵害犯として、6月以上6年以下の拘禁刑に処する。

ご清聴ありがとうございました



参考文献

矢野恵美「差別、ハラスメントと刑法」尚学社 町野朔他編『岩井宜子先生古稀祝賀論文集』(2011年)

矢野恵美「スウェーデン刑法における性犯罪規定の変遷と性犯罪者の処遇」『罪と罰』(2013年)

矢野恵美「刑法における性犯罪規定と性犯罪加害者対策・被害者対策に関する一考察」東北大学出版会 齊藤豊治他編『セクシュアリティと法』(2006年)

齋藤実「フィンランドにおける性犯罪受刑者処遇・性犯罪被害者対策」『犯罪と非行』(2006年)

山崎文夫『セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開』信山社(2013年)